

総務企業委員会会議録

1. 日 時 平成23年9月8日(木曜日)
午前9時31分～午後2時07分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 安 富 法 明 委員 長 原 田 茂 副委員 長
竹 岡 昌 治 委 員 秋 山 哲 朗 委員(議長)
南 口 彰 夫 委 員 布 施 文 子 委 員
山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
高 木 法 生 委 員
4. 欠席委員 な し
5. 出席した事務局職員
重 村 暢 之 議会事務局長 岩 崎 敏 行 議会事務局主査
岡 崎 基 代 議会事務局主査
6. 説明のため出席した者の職氏名
村 田 弘 司 市 長 林 繁 美 副 市 長
波佐間 敏 総 務 部 長 倉 重 郁 二 総 務 部 次 長
奥 田 源 良 総 務 部 財 政 課 長 小 田 正 幸 総 務 部 税 務 課 長
久 保 宏 二 総 務 部 監 理 課 長 内 藤 賢 治 総 務 部 国 体 推 進 課 長
田 辺 剛 総 合 政 策 部 長 篠 田 洋 司 総 合 政 策 部 次 長
末 岡 竜 夫 総 合 政 策 部 地 域 情 報 課 長 松 野 哲 治 総 合 政 策 部 商 工 労 働 課 長
藤 井 勝 巳 美 東 総 合 支 所 長 杉 本 伊 佐 雄 秋 芳 総 合 支 所 長
藤 澤 和 昭 病 院 事 業 局 管 理 部 長 千 々 松 雅 幸 病 院 事 業 局 経 営 管 理 課 長
井 上 孝 志 美 東 病 院 事 務 部 事 務 長 久 保 毅 上 下 水 道 事 業 局 長
三 戸 昌 子 上 下 水 道 事 業 局 管 理 業 務 課 長 矢 田 部 繁 範 上 下 水 道 事 業 局 施 設 課 長
古 屋 勝 美 会 計 管 理 者 西 山 宏 史 監 査 事 務 局 長
佐 藤 和 美 技 術 監 査 室 長 杉 原 功 一 市 民 福 祉 部 市 民 課 長

午前9時31分開会

委員長（安富法明君） おはようございます。只今より総務企業委員会を開会いたします。先の本会議におきまして、本委員会に付託をされました議案11件につきまして審査をいたしたいと思しますので、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。市長ご報告等ございましたら。

市長（村田弘司君） ございません。よろしくお願いします。

委員長（安富法明君） 議長よろしいですか。

議長（秋山哲朗君） ございません。よろしくお願いします。

委員長（安富法明君） 委員さんよろしいですか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） これは誰でも言えることだと思うんで、ちょっと質問したいと思うんですが、今から1ヶ月前ぐらいだったと思うんですね。議会の申し合わせ事項というものを今まで何気なく見ていました。その時全文を読ませていただいたら、議会から選出された監査委員は公営企業会計並びにほかの決算についてですが、一般会計と特会は決算委員会というものを作って、議長、副議長、議会選出の監査委員は委員に入っていないですね。入らんと作る予定ですよ。それでですね所管の委員会においても、質疑・意見を言うちゃいけんとかこういう決めにしております。委員長認識しちよってかいね。決算委員会は言うたとおりですね。常任委員会においても除斥とは書いてないんですよ。その辺の地方自治法上はできるんですいね。地方自治とは違った申し合わせ事項になってるんで、認識が足らなかつたところもあると思いますが、一般論としてどう扱いなされるのかお尋ねしたいと思うんですね。

委員長（安富法明君） 暫時休憩をいたします。

午前9時33分休憩

.....

午前9時36分再開

委員長（安富法明君） 再開をいたします。今、竹岡委員より申し出のありました議会の申し合わせ事項に関する事項の中に、決算議案の審査についてという件で、議員から選出された監査委員は、所属する常任委員会における決算議案の審査では、質疑・意見は控えるものとする。するなと言うような書き方でもないんですが、一応そういうふうな取り決めがございます。自治法上は監査委員さんが質疑に

参加されることについて何ら問題はないんですが、申し合わせ事項においてですね、このような取り決めに一応しておりますが、当然監査委員さんでありますので質疑等はあるとは思いますが、監査意見書も提出されておりますし、意見等については、監査意見書に沿った形で発言されることについては、問題はないであろうというふうに委員長としては解釈を（発言する者あり）監査意見書に沿う形での補足とか（発言する者あり）はいどうぞ、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） なんで地方自治法上は、その議員としての発言は認められるわけです。ということはこれは誰でも一緒なんです、監査委員は監査委員としての責務を持って意見なり、ものを言ってるわけですね。議員はですね違うんですよ。やっぱり政治的な問題もあるわけですから、そこ辺まで止めるんですかという意味が入ってるんです。

委員長（安富法明君） この申し合わせ事項そのものはですね、委員長において決めたものではありません、当然。ですから今の竹岡委員の監査委員としての申し出意見でありますので、議会運営委員会なりで協議をさせていただくということにさせていただきたいと思います。今の申し上げましたとおりで、申し合わせ事項の内容につきましてはそうさせていただきたい。（発言する者あり）暫時休憩をいたします。

午前 9時40分休憩

.....

午前10時10分再開

委員長（安富法明君） それでは再開をいたします。休憩前に竹岡委員のほうから決算審査にあたり市議会申し合わせ事項の10の2ですが、もう一度読み上げます。議員から選出された監査委員は、所属する常任委員会における決算議案の審査では、質疑・意見は控えるものとするという1項が実はございます。このことについて自治法上からあるいは予算・決算については、特別委員会をつくって審査をしております。予算については全議案について付託をしておりますが、決算については3企業会計については特別委員会には付託せず、委員会付託をしております。このような現状について、整合性が一応欠けるのではないかと、いうこと等が休憩中にいろいろ議論をして判明をしております。従いまして、本件に関しましては、課題につきましては、議会の基本条例等にも申し合わせ事項等の見直しは逐次行い

ますということも明記をされておりますので、議長において今後の協議をしていただくということで預からせていただくということにいたしまして、本日の決算審査につきましては、従来どおりの扱いをさせていただくをしたいというふうに思います。これにご異議ございませんか。委員さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それではそのように取り計らせて頂きます。議長よろしくお願いたします。ほかに委員さんよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それではこれより審査を始めます。最初に議案第1号平成22年度美祢市水道事業会計決算の認定についてを審査をいたします。執行部より説明を求めます。三戸管理業務課長。

上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） それでは美祢市水道事業会計決算書、白い表紙の黒い背表紙でございますが、こちらをお開き下さい。議案第1号平成22年度美祢市水道事業会計の決算についてご説明いたします。第1ページをお開き下さい。決算報告書でございます。まず収益的収入及び支出でございますが、収入の消費税込みの決算額は、上水道事業収益が2億4,795万4,680円、簡易水道事業収益が1億3,990万2,056円、合わせまして3億8,785万6,736円となりました。次ページをお開き下さい。支出の消費税込みの決算額は上水道事業費は2億7,469万4,471円、簡易水道事業費は1億908万1,787円、これを合わせまして3億8,377万6,258円でございます。この結果、税込みの収入支出の差引額は408万478円で収入超過となりました。3ページをご覧下さい。資本的収入及び支出でございます。まず収入でございますが、決算額は7,631万8,000円です。4ページをお開き下さい。支出の決算額は2億7,608万390円でございます。また地方公営企業法第26条の規定によりまして、9,836万1,438円を繰り越しております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億9,976万2,390円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。次に財務諸表についてのご説明をいたします。5ページをお開き下さい。損益計算書でございます。まず営業収支でございますが、上水道営業収益1億8,698万1,997円、簡易水道営業収益5,455万7,055円でございます。前年に比べ

ますと702万3,578円伸びております。それに対し、上水道営業費用2億3,014万7,616円、次ページをお開き下さい。簡易水道営業費用9,551万2,150円になっておりまして、営業損失8,412万714円となっております。次に営業外収支でございます。上水道営業外収益は4,453万4,062円、簡易水道営業外収益は8,263万2,325円、上水道営業外費用は4,043万1,726円、簡易水道営業外費用は1,024万3,265円となり、経常損失762万9,318円となりました。これに特別利益631万6,000円を加え、特別損失246万8,269円を差し引きますと、当期は純損失378万1,587円となりました。これを前年度からの繰越利益剰余金3,310万4,754円で補てんいたしますと、当年度の未処分利益剰余金は2,932万3,167円となりました。11ページをお開き下さい。剰余金の処分でございますが、今年度は、純利益が出でおりませんので、未処分利益を処分することなく、繰越利益剰余金としてそのまま繰り越すことにしたいと存じます。次ページ12ページをお開き下さい。平成22年度末の貸借対照表でございます。平成23年3月31日現在の資産合計は、13ページの中程二重線の欄でございますが、41億7,633万2,848円でございます。また負債の合計は、一番下の欄でございます。1億4,702万450円でございます。資本合計は14ページ下から2行目になりますが、40億2,931万2,398円となっております。負債資本の合計は41億7,633万2,848円でございます。これは資産の合計と同じとなっております。次に事業の報告をいたします。17ページをお開き下さい。建設工事の概要でございます。上水道は伊佐地区配水管布設替工事、上水道ポンプ所浸水対策工事等5件、3,978万5,925円を行っております、次ページ18ページをお開き下さい。簡易水道は麻生簡易水道水源増補工事、濾過機改修工事、災害復旧工事、浸水対策工事等12件、8,366万4,350円の工事を行っております、上水、簡水併せて1億2,345万275円の工事を執行いたしました。次に20ページをお開き下さい。業務の報告をいたしますと、上水道は年度末給水戸数は4,997戸でございました。年間給水量は144万2,812立方メートル、昨年より5万1,690立方メートルの増となっております。これは、工業用が好調であったこと、一般用も年度後半伸びていることにより増加したものでございます。簡易水道は、平成22年9月に山口県から熊の倉簡易水道の贈与を受

けましたので、7簡易水道から8簡易水道となっております。8簡易水道で、給水戸数が1,389戸、年間給水量は41万3,163立方メートルとなっており、前年より3,711立方メートル増加しております。それでは、25ページをお開き下さい。起債及び一時借入金の状況でございます。企業債でございますが、簡易水道配水施設整備事業の財源として1,830万円を、浸水対策工事の財源といたしまして4,600万円、総額6,430万円を発行し、年間で9,750万3,963円を償還いたしました。その結果、平成22年度末の企業債残高は、18億5,037万4,982円となりました。また一時借入金については借入を行いませんでした。以上で平成22年度水道事業会計の決算に関する説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） お尋ねします。5ページに示されていますが、上水の給水収益が昨年より増加しているのに給水負担金が減っていますが、どういう理由かということと、また簡水については給水収益が増加ですが、反対に給水負担金が増えています。これはどういうことかとお尋ねします。それと6ページなんですが、雑収益とはどういうものでしょうか。上水にはあって簡水にはないんですが、しかも21年度を見ますと5倍になっています。どういうことでしょうか。それと30ページなんですが、上水でのその雑支出が150万とあるのはこの内容はなんなのでしょうか、お尋ねします。

委員長（安富法明君） はい、三戸管理業務課長。

上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 1点目の質問でございます。上水道に給水収益は伸びているに拘わらず給水負担金が減っているのご質問でございますけれども、給水負担金は、加入者が水道を付けられるときに、新たな加入者が来られるときに、メーター器と引き替えに出しております。それで、上水のほうは数が去年ほど新規に入られる方が少なかった。または給水負担金というのはメーターの口径によって金額が違います。13mmでしたら3万1,500円ですけれども、大きくなりますと400万というように値段が違いますので、その口径の大きさによって、また収入が変わって来ますので、これは加入された人がどのような数だけいて、どのような口径のメーター器を選ばれるか、それによって変わってくるもの

でございます。簡水についても同じことが言えます。次のご質問でございます。上水道の雑収益でございますが、これは平成21年度まではなかったのでございますが、平成22年から局長の人件費が下水道についております。その局長の人件費の2分の1の見合いの負担金を下水のほうから水道のほうに頂くことになっておりまして、その局長人件費が496万4,000円ほどでございます。ほかのものは広告料が46万円、電柱等の地料が28万ほどでございます。雑支出でございますが、雑支出のところには、前年はそれまでの年になかった7月の豪雨災害が起こりましたときの、他市からの応援に来て頂きましたその時の応援費用が71万入っております。それともう一つありまして、消費税の計算するんですけども、その特定収入の3条に係わるものをこの雑支出に上げております。上がるようになっております。その金額で、このように前年と今年と差が出てきたものでございます。以上でございます。

委員長（安富法明君） ほかに。高木委員。

委員（高木法生君） 1点程お伺いをしたいと思います。水道会計の22年度の補正後の予定の損益では925万の赤字を予定されておったと思います。決算では経費の削減等もあったと思いますが、387万2,000円と改善されております。しかしながら、平成23年度から美東・秋芳の簡易水道が事業統合される中、22年度決算では合併後初の純損失を計上したと。そして計上収支比率も100%割って98%を示しております。こうした状況が23年度以降憂慮すべき経営状況、そうした事態になりつつあるのかお伺いをしたいと思います。何故こういうことを言うかと申しますと、最近市販のペットボトルの購入も大変増えておりますし、市民の節水意識も高まっております。また節水機能付の電化製品等の普及によることで給水量等に多少影響が出るんじゃないかとも思いますが、今後の水道料金を決めることの困難を極める状況となるのではないかと心配はしますけれども、今後の中長期的な展望を持っておられればお伺いをしたいと思います。

委員長（安富法明君） 三戸管理業務課長。

上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 質問にお答えいたします。今年の収支の見込みでございますけれども、去年の決算状況から申し上げますと、秋芳・美東の決算状況を今年の予算書と比べてみますと、ほぼ大差なく推移しております。このことから、決算に関しては今のところ予算書のとおりに行くのではないかと思

っております。そして今年の収益でございますけれども、8月までの使用料を見ますと、上水・簡水、これは秋芳・美東も合わせました全ての簡水でございますけれども、水量が101.09%と少しばかり伸びております。その影響もありません、今後後半どうなるのかはお天気などいろいろな要素がありますけれども、今のところは予算書のとおりにだいたい行くのではないかと考えております。以上でございます。

委員長（安富法明君） 高木委員よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それでは質疑がないようでございます。本案に対するご意見はございませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それではこれより議案第1号平成22年度美祢市水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり認定をされました。

次に議案第2号平成22年度美祢市病院等事業会計決算の認定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。千々松経営管理課長。

病院事業部経営管理課長（千々松雅幸君） それでは議案第2号平成22年度美祢市病院等事業会計の決算についてご説明させていただきます。決算書の2ページをお開き願います。最初に、美祢市病院等事業会計の決算総計についてご説明申し上げます。まず、収益的収入及び支出についてであります。収入において、第1款病院事業収益が、決算額36億9,181万8,417円となり、予算額に對しまして446万7,583円の減となっております。続いて第2款介護老人保健施設事業収益では、決算額3億2,941万1,457円で、予算額に對して695万6,543円の減となっております。最後に第3款訪問看護事業収益では、決算額が3,795万9,370円で、予算額に對して35万4,630円の減となっております。合計いたしますと決算額40億5,918万9,244円となります。

一方、支出におきましては、まず第1款病院事業費用が決算額37億1,148万2,156円で、不用額が8,448万5,844円となっております。続いて、介護老人保健施設事業費用が、決算額3億3,995万651円で、不用額が910万4,349円となっております。最後に第3款訪問看護事業費用が、決算額4,051万6,351円で、不用額が69万8,649円となっております。合計いたしますと、決算額は40億9,194万9,158円となります。この結果、収入支出の差引は、表には出ておりませんが、3,275万9,914円の赤字となりました。

次に、資本的収入及び支出についてであります。4ページをお開き願います。まず第1款病院事業資本的収入が、決算額4億3,377万7,000円で、予算額に対して3,100万円の減となっております。続いて第2款介護老人保健施設事業資本的収入は、決算額3,000万円で、予算額と同額となっております。合計いたしますと、決算額は4億6,377万7,000円となります。一方、支出におきまして、第1款病院事業資本的支出が決算額5億8,623万8,145円で、不用額は3,155万5,855円となっております。そして第2款介護老人保健施設事業資本的支出は、決算額2,509万4,257円で、不用額105万743円となりました。合計いたしますと、決算額は6億1,133万2,402円となります。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億4,755万5,402円は、消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び繰越工事資金で補填いたしました。

続きまして、本市の病院事業等の施設ごとに見た平成22年度の経営状況について、もう少し詳しくご説明をいたしたいと存じます。お手元に配布しております白い背表紙の平成22年度美祿市病院等事業会計決算概要説明資料を使いまして、前年度との比較を中心に説明をさせていただければと存じます。32ページをお開き願います。始めは美祿市立病院の経営状況についてであります。なお、この表の決算額は、税抜きベースであり、損益計算書の数値との整合させております。まず病院事業収益は22億6,995万4,825円で、前年度と比較しますと8,589万8,613円、3.6%の減となっております。このうち医業収益は、20億6,152万125円で、前年度より2,930万4,299円、1.4%の減となっております。なお、医業収益のうち、入院収益については11億5,606万

4,814円で、入院患者数の増加等により前年度より4,038万7,275円の増となりました。また、外来収益は7億7,529万9,701円で、こちらは外来患者数の減少等により前年度より6,686万5,939円の減となりました。患者数につきましては、右の説明の欄にもございますが、まず入院について述べ患者数が4万8,044人、1日平均131.6人で、前年度と比較して257人、1日平均では0.7人の増加となっております。また外来につきましては、延べ患者数が5万2,679人、一日平均212.5人で、前年度より1,777人、一日平均では7.3人の減少となっております。次に医業外収益ですが、1億6,467万1,700円で、前年度より845万7,618円の増となっております。なお、この医業外収益のうち主なものは、他会計負担金、これは企業債償還利息に対する市一般会計負担などで7,490万6,000円、前年度より476万5,000円の減となっております。また、他会計補助金、これは主に医師確保対策に要する経費等に対する市一般会計からの補助金でございますが、これは7,408万5,000円、前年度より1,453万5,000円の増となっております。続いて美祢社会復帰促進センター診療所運営事業収益であります。これにつきましては、平成21年10月以降、本事業を市総合政策部のほうに所管替えしたことによりまして、22年度の収益はありません。次に病院経営改革事業収益であります。4,376万3,000円で、これは病院経営改革事業にかかる費用に対して全額市からの補助金であります。一方、支出におきましては、病院事業費用は22億2,378万9,736円で、前年度より8,201万8,150円、3.6%の減となっております。このうち、医業費用は21億6万9,444円で、前年度より74万8,838円の減少となっております。医業費用におきまして減少いたしました主な要因は、材料費、薬価改定等に伴う薬品費の減少であります。次に医業外費用は7,516万8,052円で、企業債利息の減等により前年度と比較して、3,836万8,444円の減となっております。続いて、美祢社会復帰促進センター診療所運営事業費用は、先程、収入で申しましたとおりのことで、22年度の費用はございません。続いて病院経営改革事業費用は、平成20年度からの事業でございますが、病院経営改革事業に係る職員の人件費や事業費となっております。

次に、特別損失が1,106万9,897円で、これは美祢市病院等事業使用料

手数料条例の債権放棄の規定に基づき、診療等に係る使用料等を不納欠損処理いたしましたものであります。未収金については、債権の発生から債権の回収、債権の整理、不納欠損処理まで、それぞれ段階ごとに債権の管理を適正に行うことを目的といたしました美祢市病院等事業会計債権管理マニュアルを昨年12月に作成し、現在、このマニュアルに基づく適正な債権管理及び債権回収に努めているところでございます。従来公立病院の診療費等の債権の消滅時効について、自治法上の債権から平成17年の最高裁判決によりまして、民法上の債権ということが示され、消滅時効の完成には、債務者の援用が必要となりました。債務者の援用の手続がされることは、実際にあることはなく、徴収の見込みのない債権を今まで抱え続けてまいりました。そこで、昨年の12月議会におきまして、美祢市病院等事業使用料手数料条例につきまして、債権放棄に関する条文を新たに追加するという条例の一部改正を行ったところでございまして、本条例の規定に基づき、時効中断の努力を行ったにもかかわらず、3年を経過した債権で、債務者が死亡、失踪、行方不明等により回収の見込みのない債権につきまして、不納欠損処理を行ったものでございます。今後とも、未収金につきましては、収入の確保や負担の公平の観点からも、債権の適正管理と収納の強化に徹底して取り組みたいと考えております。以上の収支を差し引きいたしました4,616万5,089円が当年度の純利益ということになります。

続きまして、美祢市立美東病院の経営状況についてご説明いたします。33ページをお開き願います。まず病院事業収益では14億1,537万8,540円で、前年度と比較しますと1,165万9,474円の減となっております。この内病院医業収益は11億6,221万8,043円で、前年度より2,536万3,658円、2.1%の減となりました。なお、病院医業収益のうち入院収益については、7億9,884万7,996円で、前年度より入院患者の減少により1,374万8,234円の減となりました。外来収益につきましても、2億5,784万3,525円で、外来患者数の減少により、前年度より、1,756万2,475円の減となっております。患者数につきましては、入院の延べ患者数が3万3,463人、一日平均91.7人で前年度と比較して1,702人、一日平均で4.6人の減となっております。また、外来患者数につきましては4万5,952人、一日平均189.1人で、前年度と比較して4,304人、一日平均で18.6人の

減となっております。次に医業外収益ですが、2億5,316万497円で、前年度より1,370万4,184円の増となっております。この医業外収益の主なものとしては、美祢市立病院と同様であります。他会計負担金が1億7,734万2,934円で、前年度より1,059万3,332円の増となっております。これは、主に医療職の割愛に伴う退職手当負担金が増額となったことによります。他会計補助金については、美祢市立病院と同様に医師確保対策に要する経費等に対する一般会計補助金として6,559万7,000円、前年度より、978万3,000円の増額となっております。一方、支出におきましては、病院事業費用は14億8,272万8,170円で、前年度より2,276万541円、1.5%の減となっております。このうち、病院医業費用は14億569万4,267円で、前年度より2,520万1,592円、1.8%の減となっております。この主な要因は、医師の減と期末勤勉手当の支給率が下がったことによる給与費の減と、入院患者数の減少による材料費の減であります。次の医業外費用は7,276万9,358円で、企業債支払利息の減等により前年度と比較して182万3,494円の減となっております。次に特別損失が426万4,545円で、これは美祢市病院等事業使用料手数料条例の債権放棄の規定に基づき、診療等に係る使用料等を不納欠損処理したものであります。以上の収支を差し引きしました6,734万9,630円が当年度の純損失ということになります。

次に介護老人保健施設グリーンヒル美祢についてであります。34ページをお願いします。まず介護老人保健施設事業収益は3億2,919万9,491円で、前年度と比較して1,116万1,784円、3.3%の減となっております。その内訳として、入所運営事業収益は2億7,040万68円で、入所者数の減に伴い、前年度と比較すると592万9,670円、2.1%の減となりました。次に短期入所運営事業収益は1,783万7,971円で、前年度と比較すると短期入所者の増加に伴い、前年度と比較しまして136万6,532円、8.3%の増となりました。続いて通所運営事業収益は4,063万7,671円で、前年度と比較すると653万6,152円、13.9%の減となりました。利用者の数については、右の説明の欄にもございますが、まず延べ入所者数は2万2,444人、一日平均61.5人で、昨年度と比較すると272人、一日平均0.7人の減となっております。次に、短期入所者は延べ1,271人、一日平均3.5人で、前年度

と比較すると103人、一日平均0.3人の増となっております。そして通所者数は、延べで4,074人、一日平均16.8人で、前年度と比較して433人、一日平均1.8人の減となりました。次に運営事業外収益は32万3,781円で、前年度と比較して6万2,494円の減となっております。一方、支出につきましては、介護老人保健施設事業費用が3億3,973万8,685円で、前年度と比較して672万9,699円、2.2%の増となっております。このうち、入所運営事業費用が3億21万3,731円で、前年度と比較すると480万2,577円、1.6%の増となっておりますが、これは主に給与費の増と、法定福利費の増によるものでございます。次に通所運営事業費用は2,463万262円で、前年度と比較して182万9,862円、8.0%の増となっております。次に運営事業外費用は1,422万340円で、企業債支払利息の減により、前年度と比較して57万7,092円、3.9%の減となっております。次に特別損失が67万4,352円で、これは美祿市病院等事業使用料手数料条例の債権放棄の規定に基づき、施設利用料を不納欠損処理したものでございます。

次に訪問看護ステーションについてであります。35ページをお開き願います。まず訪問看護事業収益は3,795万9,085円で、前年度と比較して132万1,428円、3.4%の減となっております。そのうち訪問看護事業収益は3,795万3,370円で、前年度と比較して131万1,214円、3.3%の減となっております。利用者の数については、延べ4,468人、一日平均18.4人で、前年度と比較して96人、一日平均0.3人の増となっております。次に訪問看護事業外収益は5,715円で、前年度と比較し1万214円の減となっております。一方で、支出についてですが、訪問看護事業費用が4,051万6,066円、前年度と比較して15万508円、0.4%の増となっております。このうち訪問看護事業費が4,018万5,951円で、前年度と比較して15万3,592円、0.4%の増となっております。そして訪問看護事業外費用が32万3,317円で、前年度と比較して9,882円の減となっております。次に、特別損失が6,798円で、これも使用料手数料条例に基づき、訪問看護利用料を不納欠損処理いたしたものであります。以上の収支を差し引きいたしました255万6,981円が当年度の純損失ということになります。以上で説明を終わります。どうかよろしく願いいたします。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

委員（三好睦子君） お尋ねします。2ページで訪問看護事業では事業収益は減っていますが、職員は21年度では6人、22年度は5人になっています。事業量について単純に人数で割ってみました。一人当たり換算すれば21年度は654万円で22年度は759万円になります。職員が減っているのに一人当たりの事業量が増えています。在宅介護の現場の方は本当に大変ではないか、命を預かってる仕事で大変だと思います。増員が必要ではないかと考えますが、如何でしょうか。それと未収金と不納欠損についてお尋ねします。先程回収については努力をしてると言われましたが、実際にその回収の業務に出れるかどうかということが問題だと思います。訪問にするにしても時間帯があると思います。夜中に行くわけにはいかないと思いますが、電話とか請求書を出したぐらいではなかなか回収にはならないのではないかと思います。そういった面で職員さんの増員はできないのかなと思ったりしますが、この点どうなのでしょう。それと入院費用だけ見たときに、美東病院は188件で約1,000万、美祿市立では342件で約2,000万の未収金ですが、これは23年度にはもう回収されてる部分もあるかと思いますが、入院の際の保証人は二人立てておられるのではないかと思います。それでもこうしたことになるというのが実際にあるということは、本当に医療費が高くて病院に行けない人や保険証が無くて病院に行けない人などが、我慢をされていて病状が悪化して病院に担ぎ込まれたと、そういったケースが多いのではないかと思います。こうした根本を解決しないとこういった面も解決にできないのではないかと思います。如何でしょうか。

委員長（安富法明君） 千々松経営管理課長。

病院事業部経営管理課長（千々松雅幸君） 委員さんのご質問にお答えをいたします。まず訪問看護事業についてでございます。今の現状におきまして、例えばサービスの要望があるけれども、それに対応できないというような状況では、お断りしているというようなことはしては生じてはおりません。ただ看護師につきましては、現在も訪問看護の看護師のみならず看護師については募集をかけておりますが、これもなかなか確保できないというような状況ではございます。それから未収金についてですが、これにつきましては先程も申し上げましたが、まずは未収金を発生さ

せないための努力、対策が必要ということで、各種保険の制度の説明だとか助言、あるいは入院されてる方が退院される際には、地域連携室等におきましてもその支払の納付相談あるいは退院、それでも無理というお方においては、支払誓約書の聴取、こういったことの債権を発生させない取組としてこういったことをしております。債権が発生した場合におきましては、従来からやっておりますが、その支払についての文書によって催告書だとか督促状、こういったものをお送りもしてまして、電話当然相手の時間帯いろいろ生活スタイルがありますので考慮しつつ、電話、催告、あるいは電話催告によっても、支払のない方につきましては臨戸訪問等を実施をいたしております。未収金に関連して医療費が高いのではないかというようなことではございますが、これは診療報酬、あるいは介護報酬、こういったものに則って収納を収入と言いますか、収益をサービスの利用料を頂いてるところでございませう。以上です。

委員長（安富法明君） 三好委員。

委員（三好睦子君） 訪問看護を利用される患者さん等、地域の活動のエリアという面積ですか、それに対しての看護師の基準、何人いなければならないとか基準があるのでしょうか。

委員長（安富法明君） 千々松経営管理課長。

病院事業部経営管理課長（千々松雅幸君） 施設基準上は2名ということになっております。

委員長（安富法明君） 三好委員。

委員（三好睦子君） はい、分かりました。未収金の回収ですけど、日常業務に追われて、なかなか電話と請求書だけではなかなか回収できないと。臨戸訪問でと言われましたが、実際に臨戸訪問できるかどうかというのも気がかりなんです、職員さんの増員はどうなのかなと思いますが、どうなんでしょうか。それと保険証が無くて病院に行かれたこの中の未収金、不納欠損額の中に無保険で行かれた方がいらっしゃるのではないかと思います、割合はどのくらいなのでしょう。

委員長（安富法明君） 中嶋市立病院事務長。

市立病院事務部事務長（中嶋一彦君） 先程委員さんからのご質問にお答えいたします。未収金の対応状況のこと内容でご質問がありましたので、ちょっと具体的にご説明いたします。現在ですねこの一例をとりますと、平成18年に外来に来られ

た患者様の未収金の収納対応状況といたしまして、当時その時に保険証提示がありませんでしたので、まず文書で保険証の提示依頼ということで送付をさせていただいております。その後ご連絡がありませんでしたので、治療費のお知らせという形で送付させていただいております。送付後ご連絡がありませんでしたので、次に電話対応ということでご自宅へ電話させていただいております。2回ほどやっておりますけれどもそれでも連絡ありませんでしたので、次に督促状の送付という形で送らせていただきました。そのあと何もご連絡ありませんでしたので、また電話ということで、その後自宅訪問をいたしました。自宅訪問でこちらやっぱりご自宅にいらしゃいませんでしたので、文書をおかせていただいて帰っております。その時間が午後7時半というところです。その後ご連絡ありませんでしたので、期間を少しおいて、午後7時に臨戸訪問させていただいております。その時もお不在でした。その後催告書の送付という形をとらせていただきまして、その後またやはり期間おきまして自宅の再訪問というような流れで、最終的には最後に自宅再訪問という形で午後4時に訪問させていただいております。やはり結局、何も連絡が取れませんでしたし、患者様からのご連絡ありませんでしたので、この患者さんに関しましては不納欠損処理をさせていただいております。それから職員の対応ですけれども、やはり増員というようなお話ありましたけれども、今、事務職員の中で係を決めておりまして、やはり夕方二人で対応しておりまして、時期によっては全員総出で分担任して二人ずつで臨戸訪問させていただいております。同時に電話訪問という形もとらせていただいておりますのが、美祿市立病院の状況です。以上です。

委員長（安富法明君） 千々松経営管理課長。

病院事業部経営管理課長（千々松雅幸君） 補足させていただきます。先程も申しましたが、今この未収金につきましては債権管理マニュアルを作成して、これに基づき徴収事務を行っております。これによりますと臨戸訪問はある程度時期を決めて行うようにいたしております。年3回は時期を決めて臨戸訪問を実施するようにいたしております。6月から7月、この時期と11月から12月、そして2月この時期に臨戸訪問をするようなことにいたしております。以上です。

委員長（安富法明君） よろしいですか。井上美東病院事務長。

美東病院事務部事務長（井上孝志君） 三好委員さんの質問の中で保険が入ってない方が何件かというご質問がございました。今回不納欠損処理を本病院では67件

行いました。その内7件、約1割が保険がなかったというのが実績として数字が出ております。以上です。

委員長（安富法明君） 三好委員よろしいですか。ほかに、南口委員。

委員（南口彰夫君） 今の執行部の説明は、何かおかしいんじゃない。それから三好委員は選挙で選ばれた代表じゃから、少々訳の分からんことを言おうがその権利があるわけ。そりゃ来年の4月に市民が判断すればいいことなんじゃけど、今の質問に対する答弁、局長ちょっと聞くけど的確じゃったと思う。質問に対する答弁が。

委員長（安富法明君） 藤澤病院事業局管理部長。

病院事業局管理部長（藤澤和昭君） 只今のご質問ですが、ご質問があった不納欠損処理の事項について、職員が足りないのではないかとということでしたが（発言する者あり）まず1点目の訪問看護の問題につきましては、質問は職員が少なく業務量が増えているが職員の負担がということでしたが、現在は職員は一生懸命頑張っていますので（発言する者あり）職員数については現在募集をかけておりますので不足感は認めております。これはかつてからのこの委員会でもっと訪問看護の充実をというご要望もありましたので、現在も美祢市病院事業局として訪問看護ステーションの看護師を募集しているという事実からしても、常に不足感を認めております。2点目の不納欠損の回収業務の実態と、これまた実際に臨戸等ができるには職員が足りないのではないかとということでしたが、これについては現在マニュアルを定め、そのマニュアルに従って職員が例えば集中的に臨戸訪問とかできるようになっておりますので、その不足感というよりは現状のスタッフでできる限りのことを実施してるという答弁だったと思います。それから訪問看護の定員等についても、的確に答えていたと思います。無保険者については、美東病院の今回の不納欠損処理における人数について7件と回答させていただいたと思っております。私はその答弁についてご質問に対して適切に答弁したと考えております。以上です。（発言する者あり）無保険者については、美東病院が今回の不納欠損処理の中においては、7件あるという答弁をさせていただいたと思います。

委員長（安富法明君） 南口委員。

委員（南口彰夫君） じゃあ最初の病院の医療職員の訪問看護等含めて職員が不足しちよると。私は市役所全体の職員はあまっちょると思うちよるんじゃないけど、病院

の特定の医療サービスを提供するところで、具体的に補充が必要なのは何人なのか、何人募集して何人、何人欠員があるから何人募集しちよるといふところで、その不足が医療サービスの低下につながちよるといふことであるんなら、その辺を具体的に説明してほしい。それからその辺を整理して、それからもう一つは健康保険証のない人がどうなちよるかと言ふたら、普通は健康保険証が無ければ全額負担の原則、それに対して保険証がない人が実情に依じてどうするんかと言へば、健康保険証、健康保険料さえ払うことができない人は、まず福祉の窓口で紹介せんにゃ。何か健康保険証が無い人がそれは仕方がなくて、その医療はただで受けられるんだと。いかにも既得権があるんだというよな受け止め方をされかねない。これがもし日本共産党の立場で主張しちよるんじやったら、その人が相当とんちんかんで間違ちよる。あくまでも受益者負担は原則なんよ。但し特殊な事情の人がおるならば、その行政の窓口が違ふところできちんと処置をせんにゃいけんのいね。だからあたかも保険証を持ってない人が来たら、それはその時その時よ救急も含めて、しかしながら最終的な処置は日本の法律でちゃんと保護措置ができる制度の仕組みがあるわけやから、それをきちっと処置の対応をしながら、基本的には医療費はきちんと窓口はどこにしる払ってもらふといふことがやっぱり原則じゃなけんにゃあ、これほど厳しい経済情勢の中で、しかも当初から二つの病院を統一的に経営するといふことは、お隣の山陽小野田市でも事実上破綻しちよるわけじゃから。それをあえて美祿市が挑戦をして、少なくとも合併後4年目になるが、それを維持し大きな実績を上げていふと。しかし、それはきちんと基本をやっぱり守っていくことであつたんではないかと思ふんですね。その点を含めて再度答弁していただきたいと思ひます。

委員長（安富法明君） 藤澤病院事業局管理部長。

病院事業局管理部長（藤澤和昭君） 只今のご質問にお答えしたいと思ひます。まず1点目の病院職員の不足感のことですが、これは今、決算に付された監査意見書にも出ておりますが、医師、看護師、つまり医療スタッフですね、そちらの不足化はいなめません。当然一番中心となる医師も平成18年以降、急激にこの両病院での医師が減少しておりますので、現状は医療機能を縮小せざるを得ないといつたところも出ております。今現在は現在の医師が懸命に働き、過重労働ともいえるくらい懸命に働いていらっしゃるお陰で、病院が市民の安全の砦となつておると思ひま

す。その中で今回のご質問のありました訪問看護も看護師さん保健士さんの不足というところから生じておりまして、大変スタッフの者には過重労働と言いますか懸命に働いてもらっていると考えています。そこで私どもとしては、この医師、看護師、医療者の確保ということを優先課題として、様々な事業取組をしております。一例挙げますと研修費等の拡充ですとか勤務態勢の見直しですとか、あるいは手当についても一部拡充させて頂いたりそのようにして、労働環境、あるいはやりがいのある職場をアピールしておるところであります。そうして、この医療不足の最優先課題として取り組もうと現在しておるところであります。2点目の本来医療というものは医師法に規定されてますように、報奨義務というものがあまして、病気になられたりけがになられた方が医療機関に来られた時には、医師はそれを拒むことができず全てを受け止めて治療等に当たるこれが義務でございます。これが通常のサービスとは全く異なっておるところでございます。それはどういうことかという。住民の皆様方の健康や生命を守るという社会的使命と言いますか、公共的財産というところからきているのだと考えますが、従いまして、仮に経済的な負担が難しいと、診療報酬を支払うことが難しいという方についても医療は提供されるものであります。そうした中でその方々にとっては各種行政の福祉サービス等がございますので、そうした治療費等のお支払いについては、行政のほうあるいは病院の中では地域連携室あるいは医療相談室というのがありますので、そちらでご相談いただきながら治療について負担軽減、あるいは減免等の制度がありますので、それを利用して頂いて医療は提供すると。そのセーフティネットとしての病院の使命を果たしているところであります。以上です。

委員長（安富法明君） よろしいですか。ほかに。はい、山中委員。

委員（山中佳子君） 先程、局長が言われましたように、この美祢市公営企業会計決算審査意見書54ページにおきまして、医師不足という収益確保における最大のマイナス要因が経営努力では補えないレベルになっていることを示唆するものとなっております。平成21年に答申されました美祢市病院事業あり方検討委員会では、事業管理者が設置され責任の所在が明確化することによって職員の意識改革、経営改善に向けた取組にも期待できると謳っています。22年度には山大から迎えた内藤管理者により山大からの医師派遣もスムーズになると思っておりましたが、結果的には毎年常勤医師の数は減少し、22年度15人と大幅な医師の不足、

その上看護師の不足もあって、病院経営の厳しさは年々増してきているように感じています。今年3月内藤管理者の退職に伴い、経営の要となる事業管理者のポストは今現在どうなっているのでしょうか、お尋ねします。

委員長（安富法明君） 藤澤病院事業局管理部長。

病院事業局管理部長（藤澤和昭君） 只今のご質問にお答えしたいと思います。まず最初に地方公営企業法の全部適用に移行したわけですが、現在その管理者はということではありますが、現在その管理者の職務については、地方公営企業法第13条第1項の規定に基づく美祢市病院事業管理者職務代理者規定に基づいて管理部長職にあるものがこの職を行っておるところであります。なおこの管理者につきましては、先の3月議会で申し上げたとおり、本市の病院事業につきましては、その持続安定と資質の向上に大きな力を頂いて、山口大学医学部から内藤先生の人事について協力を求められたわけで、その際総合的な判断により大学側の意向を受け入れることとなっております。その結果、現在不在となっておりますが、こうした中であっても前管理者の内藤先生には、本市病院事業の特別顧問に就任していただき、病院運営に関するご意見を常に頂いておると共に、山口大学付属病院の岡病院長先生に直接、本市病院事業の経営の効率化と経営基盤の強化のための方策やその運営に対するご指導、ご助言を頂きながら、特に私ども病院事業局のみならず市長は大学に行かれていろいろ享受されて、この運営にあたっており、現在その後任人事を進めている最中であります。以上です。

委員長（安富法明君） はい、山中委員。

委員（山中佳子君） 代理も認められてはいるとは思いますが、あまりこのポストの空白期間が長いと職員の士気にも係わりますし、命令指令系統が弱いとどうしても守りに徹してしまい、思い切った改革、改善もできないのではないかと思います。一日も早い正常な病院経営ができますように体制を整えて頂きたいと思えます。よろしくをお願いします。

委員長（安富法明君） 答弁いいですか。ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 質疑がないようでございますので、本案に対するご意見はございませんか。よろしいですね。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） この議案には賛成ですが、入院をして入院患者さんが入院をまだ必要としていたけれど、出来ないといって完治ではなく退院後のケアが必要なのですが、自宅に帰らなければならないと。そういった面で訪問看護を頼まれるということがあると思います。従事される訪問看護の看護師さんたちの健康維持の面からも、増員があっても削減はない様をお願いいたします。それから先程は言われましたのでよく分かりましたけど、削減がないようお願いします。そして市長さんが9月1日の本会議の際に医療従事者が働きやすいようにと、病児保育を作りたいと言われました。院内保育と合わせて作っていただきたいと思います。院内保育の中に病児保育があって、市民の方も利用できるといった形態がいいのではないかと思いますので意見を言います。以上です。意見とします。

委員長（安富法明君） それではほかにご意見よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それではですねこれより議案第2号平成22年度美祢市病院等事業会計決算の認定についての件を採決いたします。

本案について原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり認定をされました。ここで前の時計で11時35分まで休憩をしたいというふうに思います。お願いですが、ちょっと病院の関係でちょっと質疑を続けて急ぎましたが、あと議案のですね3号と剰余金の処分は4号ですね一括して説明を受けたいというふうに思います。よろしくお願いをします。質疑・採決は別々に行います。

午前11時27分休憩

.....

午前11時38分再開

委員長（安富法明君） はい、再開をいたします。病院事業局が葬儀の関係で3名ほど退席をしております。連絡しておきます。次に議案第3号平成22年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定についてを審査をいたしますが、執行部の説明につきましては、先程休憩中に申し上げましたが、議案第4号の平成22年度美祢市公共下水道会計剰余金の処分についての件も関連がありますので、一括して説明をしていただきたいというふうに思います。執行部の説明を求めます。三戸管理業務課

長。

上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 公共下水道事業会計決算書で説明いたしますので、黄色いテープの決算書をお開き下さい。決算書第1ページをお開き下さい。決算報告書でございます。収益的収入及び支出でございますが、収入の消費税込みの決算額は、4億8,633万8,722円となりました。次ページをお開き下さい。支出の消費税込みの決算額は、4億4,243万5,423円でございます。この結果、税込みの収入支出の差引額は、4,390万3,299円で収入超過となりました。3ページをご覧下さい。資本的収入及び支出でございます。まず、収入でございますが、決算額は、2億8,822万1,900円でございます。4ページをお開き下さい。支出の決算額は、4億8,270万1,747円でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億9,447万9,847円及び消費税資本的収支調整額不足額416万3,400円は、過年度分損益勘定留保資金1,310万7,832円及び当年度損益勘定留保資金1億7,857万6,606円で補填し、損益勘定の不足する額が繰越利益剰余金695万8,809円で補填いたしました。次に財務諸表でございます。財務諸表についてのご説明をいたします。5ページをお開き下さい。損益計算書でございます。営業収益と営業外収益を合わせました収益合計額は、4億7,902万4,168円ございまして、前年度に比べますと361万1,106円の増加でございます。これは、下水道使用料の伸びが主な要因でございます。費用としましては、営業費用、営業外費用合わせまして、4億3,095万7,469円ございました。前年度より888万8,703円の増加でございます。これは、総務費の委託料の増加が主なものでございます。この結果純利益が4,806万6,699円となりました。これを前年度からの繰越利益剰余金2,303万2,935円と合わせますと、当年度の未処分利益剰余金は、7,109万9,634円となりました。8ページをお開き下さい。議案第4号でございます。剰余金の処分でございます。当年度の純利益の中から地方公営企業法第32条の規定によりまして、法定積立金であります減債積立金として利益の20分の1の240万4,000円を積み立てまして、同法第32条第2項の規定によりまして、任意積立金であります建設改良積立金に695万8,809円を積み立てるものでございます。合計936万2,809円を処分するものでございます。この結果、6,173万6,825円と繰越利益剰余金

として繰り越すものでございます。次ページ、9ページをご覧くださいませ。平成22年末の貸借対照表でございますが、3月31日現在の資産合計は、10ページの二重線の欄でございますが、145億823万2,142円でございます。また、負債の合計は、10ページの最後の行になりますが4,015万7,112円でございます。11ページ下から2行目でございますが、資本合計は144億6,807万5,030円となっております。負債資本の合計額は145億823万2,142円で、資産の合計と等しくなっております。次は事業の報告でございます。14ページをお開き下さい。建設工事の概要でございます。平成22年度は羽永準幹線管渠敷設工事、下領地区管渠敷設工事等8件、その他公共ます設置工事16件、合計2,560万2,150円を行っております。次に15ページをお開き下さい。業務の報告をいたします。年度末処理区面積は1.63ヘクタール増加しまして622ヘクタールとなっております。管渠の整備が343m進み、11万2,787mとなったことによるものです。年間処理水量は、111万8,468立方メートル、有収水量は、96万3,123立方メートル、前年より1万8,016立方メートルの増となっております。これは、水洗化戸数が86戸伸びたこと及び使用量が伸びたことが原因と考えられます。それでは、17ページをお開き下さい。次ページでございます。起債及び一時借入金の状況でございます。企業債でございますが、これは、工事請負費の財源として2,100万円を借り入れ、4億1,972万7,844円を償還いたしました。その結果、平成22年度末の企業債残高は47億6,827万6,722円となりました。一時借入金については、借り入れを行いませんでした。以上で平成22年度公共下水道事業会計の決算に関する説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。先に議案第3号につきまして、質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） ないようでございます。本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それでは、これより議案第3号平成22年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定についてを採決します。

本案について原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり認定をされました。

次に議案第4号平成22年度美祢市公共下水道事業会計剰余金の処分についての件の質疑を求めます。質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） ないようでございます。本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですね。それでは、これより議案第4号平成22年度美祢市公共下水道事業会計剰余金の処分についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決をされました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は、10分前ですので、午後1時。よろしくお願いを申し上げます

午前11時50分休憩

午後 1時00分再開

委員長（安富法明君） それでは再開をいたします。休憩前に議案の第4号まで終わっております。

次に議案第6号美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを審査をいたします。執行部より説明を求めます。末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） それでは議案第6号美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてご説明をいたします。これまで、放送関係の法律は、放送法、それから有線ラジオ放送法、電気通信役務利用放送法、それと美祢市有線テレビに関連する有線テレビジョン放送法の4種ござ

いましたが、国におきます通信でありますとか、放送分野これの地デジ化に対応した制度の整理、合理化を図るために、本年の6月30日施行の法改正によりまして、この4種全ての放送関係の法律が放送法1本に統合されました。またこれと同じくして、秋芳有線に関連する有線放送電話法が電気通信事業法に統合されております。以上のことに伴いまして、統合され廃止をされました法律から引用しておりました美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例、それと美祢市秋芳地域情報通信施設の設置及び管理に関する条例、もう一つ美祢市テレビ放送中継用施設の設置及び管理に関する条例、この三つの条例について、それぞれ所要の改正を行うものでございます。なお、具体的な改正内容につきましては、この度の参考資料の1、2、3ページのほうに記入しております。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 本案に対するご意見はございませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それではこれより議案第6号美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第7号美祢市暴力団排除条例の制定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。倉重総務部次長。

総務部次長（倉重郁二君） それでは、議案書の7 1ページをお開き願いたいと思います。議案第7号美祢市暴力団排除条例の制定についてご説明を申し上げます。本条例は山口県暴力団排除条例が、本年4月1日から施行されたことに伴いまして、県内の市、町が歩調をそろえ、条例を制定し、県下市、町が一丸となって、暴力団排除対策を推進しようとするものでございます。暴力団による市民生活、社会経済活動等に対する悪影響を排除し、市民生活の安心と平穩の確保に寄与するこ

とを目的といたしまして、市及び市民等が取り組むべき責務や、市が実施する支援や措置、また暴力団への利益供与の禁止を柱といたしまして、暴力団を孤立化させるための施策を講じながら、暴力団排除対策を推進していくものであります。それでは、各条項につきましてご説明を申し上げます。まず条例の1条から5条にかけては総則といたしまして、目的、定義、基本理念、市及び市民等の責務を明記しております。次のページになりますが、6条から9条では、暴力団の排除に関する基本的施策等ということで、定義しております。10条では青少年の対する暴力団の影響を阻止するための措置を、11条で警察との連携について、そして12条、13条では暴力団に対する利益供与、威力利用の禁止を規定しております。なお、この条例の施行につきましては、平成23年10月1日からということで予定をしております。以上で説明を終わらせていただきます。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑は、ございませんか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） あのね、暴力団の排除条例。市長の初日の提案説明の中に、美祿市内には組織暴力団と言われる事務所を言うたんじゃろうね。構成員がいなかどうかっていうのは、確認取れんわいね。それで、本来暴力団が市民生活の中にはびこっているというのが、従来であれば、特に商店街とかそういう経済活動が活性化しているところ、まあ福岡とか小倉とかね。山口県は下関を除いて、経済がすごく落ち込んでいるから、まして美祿市じゃあ組織暴力団が事務所を持ったり、それで生活を営んだりというのは無理だと。ただこれが今、厚生労働省等も含めて都道府県ですでに調査始めているんだらうと思うんですが、飯が食えなくなった指定暴力団の構成員が、世の中には人のええ人もおるから、気の毒とかかわいそうとかということで、困っちゃう人を助けんにゃいけんという、中にはおっちょこちょいの人が市の福祉事務所に連れて行って、食うに困っちゃうから生活保護を受けさせちゃってくれんかということで保護の申請をし、生活保護を受給しているということが明らかに少しずつなってきたよるんですね。それを市や県も今後、かなりの数が出てくるんじゃないかと言われているんです。そういうことも含めて、とりわけ美祿市で暴力団排除条例がなぜ必要かと言えば、町を歩いて暴力団の事務所や暴力団らしき人達と、美祿市内で接触するっていうのは、ほとんどありえんのですね。ところが先ほど申したように、それが行政の中にいるんな生活扶助も含めて、制度

的に深く沈んでしまっていて、それで措置を受給したりどうのこうのした場合は、非常にわかりにくいということがあるので、この条例の制定をもって具体的に、そうした暴力団が生活保護を受けて沈んでいると、潜んでいるというものを具体的にどう対応していこうとされているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

委員長（安富法明君） はい、倉重総務部次長。

総務部次長（倉重郁二君） それではただ今のご質問にお答えしたいと思います。市民の中に紛れております暴力団につきましては、なかなか把握等が大変難しいところがあるかと思いますが、この条例にありますように、警察との連携を密にいたしまして、そういう事例がないよう、また、あれば適性に対処してまいりたいというふうに考えております。以上です。

委員長（安富法明君） 南口委員。

委員（南口彰夫君） あの、警察じゃわからんのやないかね。警察があの人指定暴力団員ですよってというような形で、美祢市内に存在はしないんだろうと思うんですね。ですから、今全国的に問題になっているのは、指定暴力団の構成員が、生活保護で生活しよる人間がもう何千人単位じゃない、全国的に調べたら。もっとおるんではないかって国も言いよるわけです。それに行政の防護策として、私はこの条例の制定の大きな意味が。美祢市の場合は市長が言ったように、町の中に指定暴力団が事務所を構えるとか、町をごろごろするということはもうほとんどありえない。ただ全国的にそういう行政の生活保護等の中で、生活をするというのが全国的に、あっちこっち相当の数がおるって言われていると。その中で、ただ単にお金がないから病院はとりあえず治療や手当てをして、必要な薬も支給しなければならないけど、なんもかんもただでやれって言ってるわけじゃないですからね。そうすると、生活保護者の中にそうしたものが紛れ込んできたときに、行政がどう対応するかって言っても、警察と相談したけえって、生活保護者のリストを警察に渡すことはできんでしょう。個人情報保護で。だからそれを監査するのは県がするし、決定をするのは県がするし、対応するのは市の窓口がするわけやから。それを、この条例の制定との関係で、行政が具体的にどのような手立てを取りながら、そうしたものが紛れ込まないように、チェックするのかというのは、独自の手立てがいないのでしょうか。どう思われますか。以上。

委員長（安富法明君） 倉重総務部次長。

総務部次長（倉重郁二君） そのあたりは確かに大変難しい問題だと思います。そのあたりにつきましては、警察での把握というのは難しいところでございますが、私どもの把握というのが大変難しいところでございますので、警察との連携、また市民等の情報等、的確に判断して、そのあたりは対応してまいりたいというふうに思っております。以上です。

委員長（安富法明君） よろしいですか。南口議員。

委員（南口彰夫君） 私はこの条例は生活保護法との関係で、組織暴力団の構成員が、全国的にも生活保護を受給しながらということが非常に大きくなっていると。これ厚生労働省が都道府県に調査を依頼し、市町村が調べた結果、相当数の数があるということが明らかになったということに基づいて、そういう市民生活だけじゃのうて行政の中も含めて、きちんとした対応が必要だということでも出された条例ではないかと思ったんですが。美祢市の隅から隅まで、組織暴力団が事務所を抱えてどうこうって言うんじゃないから、空き家対策があるんじゃないから、来てもらってもええけどね、家賃ちゃんとはろうてくれれば。ところがそうした経済効果があるような町じゃないから、事務所を構えて組織暴力団が来るようなことは考えられないが、生活ができなくなったそういう組織暴力団が、美祢市の中に住民票を移して、生活保護を受けてどうこうということが、一番大きな問題になってきているということのために、今現状はね。現状はそうやってきよるために、特にこうした条例で対応することが必要なんだというのではないのかと聞きよる。生活保護っていうのは市民福祉部じゃろ。そこの関係、警察はええそいね、警察は向こうは仕事やから。ところが今まで行政が暴力団の排除をするための条例化をして、わざわざ条例をつくって、そうした対応をしなければならぬということは、行政の中にいろんなお金を窓口でもらいに来るとするのは、全国的に相当の件数が出てるっていう報告は聞いたことがあるんじゃない。それに対して美祢市が、市民福祉部を窓口にしなから、どういうチェックをしていくんかっていうたら、警察に問うて言うたって、個人情報絶対に戻せんやろ。見た目が見るから行儀は悪いし、態度は悪いし、おおちゃくなって、図体大きいし、かばちはたれるし、なんとなく私みたいじゃけどやね、食うに困って、病気は多いし、生活できんから生活保護の申請をしてくれって言うてよ。訳わからんこと言いよるけれども、こういう人間が住所、名前、本籍地、書いて、資料をよ。この人はまともな人じゃろうか、それとも組織暴力団の

構成員やろうかって、聞かれないわけでしょ。聞かれんるんかね。そういう連携を取るちゅう意味かね。第11条のへんから。

委員長（安富法明君） あ、いま生活保護の関することで、認定にあたっての主管課の対応ちゅうのがあると思うんですね。その辺を説明されんとわかりにくいかな。ええです。倉重総務部次長。

総務部次長（倉重郁二君） 今回の条例の制定につきましては、先ほど言われているところもあろうかと思えますけれども、こちらにつきましては、本市には組合事務所はありませんけど、市内にいつ組合事務所が進出してくるかもわかりません。そこで前もってですね、関係を断つために、その姿勢を示した暴力団排除に関する基本理念を定めましてこの条例を制定するものであります。そういう中で先ほどからの生活保護の不正受給等も、今後この条例に基づきまして、いろいろ調査もしていくようになるかと思えますが。ということでございます。

委員長（安富法明君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですか。それでは、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですね、はい。それでは、これより議案第7号美祿市暴力団排除条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第8号美祿市税条例等の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。小田税務課長。

総務部税務課長（小田正幸君） それでは、議案第8号美祿市税条例等の一部改正についてご説明申し上げます。議案8-1ページをお開き下さい。参考資料は、4ページになります。本議案は、このたび、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布施行さ

れたため、美祿市税条例等の一部を改正するものでございます。改正の内容といたしましては、寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げること及び租税罰則の見直し等が主なものであります。以上でございます。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。それでは、本案に対する質疑は、ございますか。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 申告書不提出の場合に罰金が3万円だったのが10万円になるといふことなんでしょうか。お尋ねします。

委員長（安富法明君） はい、小田税務課長。

総務部税務課長（小田正幸君） この度の罰則強化につきましては、市民税の納税管理人の不申告に関する過料、先ほど議員より指摘のありました市民税に関する不申告に関する過料等、11個の罰則強化が図られており、3万円が10万円になったものが8本、新たに10万円とする過料が設定されたのが3本となっております。以上でございます。

委員長（安富法明君） はい、三好委員

委員（三好睦子君） 市長の提案説明の中で、9ページなんですが、租税罰則の見直し等が主なものとありますが、租税罰則っていうのが、今の3万円が10万円になっただけじゃなくて、ほかにもエスカレートして、（発言するものあり）罰則が強化になって、差し押さえとかが強化されるのかどうか、お尋ねします。

委員長（安富法明君） はい、小田税務課長。

総務部税務課長（小田正幸君） 差し押さえの強化ではなくて、先ほど申しましたように、申告しなかった人に対する過料が、3万円が10万円になったということと、今まで3万円の過料をかけてなかったところについても、10万円に新たに過料になった分が3点あるということでございます。（発言するものあり）

委員長（安富法明君） 南口委員。

委員（南口彰夫君） この納税義務者っていうのは、市民のすべての人らの納税義務者ちゅう意味じゃないやろ。ここで言うちよる。（発言するものあり）鉦産税とかいうのは事業所じゃあね。納税義務者ちゅうのは、成人したもの、成人しちよらんでも働きよるものじゃったら、所得税も含めてやね。納税義務者ちゅうのは、どういう人たちを、ここで言う、条例で言う対象にしちよるんかね。（発言するものあり）

委員長（安富法明君） はい、小田税務課長。

総務部税務課長（小田正幸君） 34条の7は、寄付金税額控除の所得割の納税義務者ということでございます。

委員（南口彰夫君） それはどういう人たちが対象になるん。

総務部税務課長（小田正幸君） 個人で所得割がかかっている納税されている義務者、納税義務者。その

委員（南口彰夫君） 所得割っちゃんか。

総務部税務課長（小田正幸君） 市民税の中には所得割と均等割というのがございまして、ある一定の所得がある人には、均等割と所得割というのが両方かかってくるわけでございます。

委員（南口彰夫君） 市民税か。それなら勤労者は全部対象になるね。すべての人が対象になるちゅうことじゃろ。（発言するものあり）

委員長（安富法明君） よろしいですか。ほかに。三好委員。

委員（三好睦子君） 提案説明の9ページなんですけど、租税罰則の見直しが主なものでってありますけれども、この見直しで、納税の率って言うか、それがよくなるとお考えなのでしょうか。

委員長（安富法明君） はい、小田税務課長。

総務部税務課長（小田正幸君） 現在提案しております11の過料の罰則強化なんですけれども、過料は刑罰ではなくて、行政上の秩序罰でありますから、市税等の条例に対する義務違反に対しての制裁ということでありまして、それをもって単純に納税率が上がるということではございません。

委員長（安富法明君） よろしいですか。（発言するものあり）竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 南口委員も質問されたし、罰則規定のことは市民の所得税とおっしゃったんですが、もうちょっと詳しく説明されたほうがいいんじゃないですか。固定資産税、所得税も含めてですね、軽自動車税、それから鉱産税、それから土地保有税、すべてに関わりあってるでしょう。ですからもうちょっと詳しく、退職所得の申告に不提出だとかですね、そういうのがありますんで、ちょっと説明もう1回きちんとされたほうがいいと思いますよ。

委員長（安富法明君） はい、小田税務課長。

総務部税務課長（小田正幸君） それでは罰則規定について詳しくご説明申し上げます。

ます。まず最初が、市民税の納税管理人にかかる不申告に関する過料、これが3万円から10万円に改正となっております。参考資料の4ページ、第26条のところが、今説明したものでございます。次が市民税に関わる不申告に関する過料、これが3万円が10万円。これが7ページの36条の4、市民税にかかる不申告に関する過料でございます。次が退職所得申告書の不提出に関する過料、これが53条の10になりまして、市民税に関わる不申告に関する過料の次のところでございます。これが3万円が10万円になるということでございます。次に固定資産税の納税管理人に関わる不申告に関する過料、これは第65条でございまして、7ページの次の8ページでございます。これが3万円が10万円となる改正でございます。次に固定資産税に関わる不申告に関する過料、これは第75条、同じページの中ほどでございます。これが3万円が10万円となる改正でございます。次に軽自動車税に関わる不申告に関する過料、これは第88条でございまして、固定資産税の今さっき申しました次のところでございまして、3万円が10万円に改正になるものでございます。次がたばこ税に関わる不申告に関する過料、これは第100条の、8ページの過料を課してなかったために、新たに設けたものでございまして、8ページの一番右下でございます。第1項に新たに10万円の過料を科することとしております。次に鉱産税に関わる不申告に関する過料でございます。これは次のページの、これも新たに10万円の過料を科すものでございまして、改正案の上から3行目の第1項に10万円新たに科すものとしております。次が鉱産税の納税管理人に関わる不申告に関する過料、これが第107条で次にあります、これが3万円が10万円なるものでございます。大変失礼しましたけれども、先ほどたばこ税の新たに10万円を課する前に、もうひとつ軽自動車税ににかかる不申告ということで、ちょっと8ページに戻っていただいて、3万円が10万円となる改正でございます。次の133条でございまして、鉱産税の納税管理人の次に特別土地保有税の納税管理人に関わる不申告に関する過料ということで、3万円が10万円の改正となっております。次に特別土地保有税に関わる不申告に関する過料ということで、新たに9ページの一番下の139条の2でございます。これに10万円を新たに科すようにしたのが今回の改正の内容でございます。以上でございます。

委員長（安富法明君） よろしいですか。（発言するものあり）はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 特別土地保有税って何でしょうか。それと、不申告っていう

のは、確定申告のときにそれをしなかったっていう意味なんですか。3月15日までに確定申告して申告すればいいんですが、それに乗っからなかった時に再度申告することはできますが、そういうところの面はどうなんですか。どこでこう。(発言するものあり)9ページです、特別土地保有税。この基準っていうか、どうなのでしょう。

委員長(安富法明君) 小田税務課長。

総務部税務課長(小田正幸君) 特別土地保有税におきましては、5,000平米以上の所有者又は取得に対してかかるものでございますが、平成15年度の税制改正におきまして、土地流通に関する税負担を軽減する観点から、平成15年度以降の当分の間課税を現在停止しているところでございます。以上でございます。

委員長(安富法明君) 南口委員。

委員(南口彰夫君) 市長、ここ一番ちゅう時に市長。あのね、ずっと読んでいきよったら、例えば105条の2の鉱産税の納税者が正当な理由なく、前条による申告書に同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対しては10万円以下の過料を科するって、ここまででちよるんじゃけど、鉱産税って俺ら納めようと思っても、それだけの山もなけんにゃ掘る石もないし、これはかなりさっき竹岡委員も聞きよったんじゃけど、中身が幅が広いんよね。これを改めて、簡単にわかりやすう一言、それを3万円を10万円に改めると、基準を。しかもそれは税の納税者はすべてのものに対象になると。山林所得であろうが何であろうが。それをこの今の時期に3万円を10万円に引き上げるということの意味を簡単に説明してもらえんじやろうか。本来なら普通国の法改正の基づいてどうのこうのということで、国がそうしたから市町村もいやでもせんにゃいけんっていう単純なものなら、あんまり議論してもしょうがないしね。よろしく。

委員長(安富法明君) はい、村田市長。

市長(村田弘司君) 今南口議員が私のほうに振られたんで、私は税のスペシャリストじゃないですけども、市政全般を包括しちよる立場から、一言申し上げたいと思います。今、三好委員、小田税務課長が説明しましたようにですね、いろんな税にわたっております。わかりやすく言ったらですね、申告に時期までにきっちり正当な理由がなく申告しなかったものについては、過料という言葉を使っていますが、罰金ですこれは。簡単に言えば。今まで3万円やったものを10万円にします

よと。全くなかったものについても10万円にしますよという罰金です。いいですかそれで。

委員長（安富法明君） はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 誰も確定申告はしているんじゃないですか。

委員長（安富法明君） 村田市長。

市長（村田弘司君） これはですね、国が法改正をして、それに基づいて今回条例に関連するものについては、うちの条例を変えなくちゃいけませんから、法律が変わりましたら、だからきょうはそれをお出ししておるということで、美祢市が勝手になっているわけではないです。全国統一的にこのことになったということで、理解していただきたい思います。

委員長（安富法明君） よろしいですか。よろしいようでございます。他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですね。（発言するものあり）それではこれより議案第8号美祢市税条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第9号美祢市都市計画税条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。小田税務課長。

総務部税務課長（小田正幸君） 議案第9号美祢市都市計画税条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書の9-1ページをお開き下さい。なお参考資料は、24ページになります。本議案は、このたび、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布施行されたため、美祢市都市計画税条例の一部を改正するものでございます。改正の内容としましては、固定資産税における特例措置の期限満了に伴い、特例措置が廃止されたことによる条項の廃止や調整が主なものでございます。以上で説明を

終わります。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですか。本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それではこれより議案第9号美祢市都市計画税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第14号美祢市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。三戸業務管理課長。

上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 議案第14号は、美祢市公共下水道の設置等に関する条例の一部改正についてでございます。参考資料は36ページでございます。ではご説明申し上げます。これは、美祢市公共下水道事業計画の変更により、平成35年度を目安に、計画の処理面積、計画処理人口、一日最大処理能力を改めましたので、その変更認可に基づき、条例を改正するものでございます。この条例の第4条第2項経営の規模でございます。第1号の計画処理面積を、838ヘクタールから841.8ヘクタールに改正するでありまして、これは下水道本管布設計画地区の0.6ヘクタール及び現在区域外流入をしております地域3.2ヘクタールを計画区域に追加するものでございます。また、現有施設の能力に合わせまして、同条同項第2号の計画処理人口を、16,120人から9,630人に改正し、第3号の1日最大処理能力を12,700立方メートルから6,600立方メートルに改正するものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それでは、これより議案第14号美祢市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第15号美祢市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。三戸管理業務課長。

上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 参考資料の37ページでございます。議案第15号美祢市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。ご存じのとおり、平成23年10月から美祢市社会復帰促進センターのセンター生の定員が増加することとなっております。センター拡張に伴い、施設への給水量の増加が必要となりましたので、平成21年度から設計を始め、22年度から麻生簡易水道の取水場整備、送水管工事等の水源増補工事をしております。今年度は電気設備工事をしております。このことにより、麻生地区簡易水道経営を変更いたしましたので、その認可に基づき同条例を、給水人口を1,600人から1,710人に、一日最大給水量を1,060立方メートルから1,255立方メートルに改めるものでございます。以上でございます。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。それでは、本案に対する質疑は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それではこれより議案第15号美祢市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決

されました。

次に議案第5号平成23年度美祢市一般会計補正予算(第6号)を審査いたします。執行部より本委員会所管事項について説明を求めます。重村局長。

議会事務局長(重村暢之君) それでは一般会計補正予算第6号につきまして、ご説明をいたします。最初に歳出からご説明をさせていただきます。補正予算書の5-12、13ページをお開きいただきたいと思います。議会費でございます。13ページの説明欄、003議会経費、修繕料でございますが、50万円増額補正しております。これは、現在議場の傍聴席は階段が急で危険なため、高齢者の方でも傍聴がしやすいように、階段、手すりの改修を行うものでございます。以上です。

委員長(安富法明君) 末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長(末岡竜夫君) 続きまして同じく5-12、13ページ、その下2款総務費、1項総務管理費でございます。目一般管理費、説明欄に電算管理経費とございまして、4,772万9,000円を計上しております。これは外国人住民でございますが、外国人住民の方が新たに住民基本台帳法の適用対象に加わるとします国の住民基本台帳制度の変更に基きます電算システムの改修費用に対する費用でありまして、この度国より具体的な変更制度内容が確立されたことによりまして、補正予算計上させていただいたものでございます。内訳といたしましては、システム対応作業等の電算システム改修委託料といたしまして、4,021万5,000円、システムに対応する住基サーバー等の電算機器の備品購入費として751万4,000円を計上しております。続きまして、同じく総務管理費の中の目14公共交通対策費でございますが、JR美祢線利用促進事業として、491万4,000円を計上しております。これはJR美祢線利用促進の取組の一環として行いますJR美祢線乗車体験事業に要する費用でございまして、JR美祢線の回数券購入に係る通信運搬費でございます。具体的には、復旧されますJR美祢線に市民の皆さまにご乗車していただくために、美祢駅、厚保駅間の回数券、これと美祢駅、於福駅間の回数券、それぞれ1枚ずつを市内の全世帯に無料配布をするものでございます。この事業によりまして、今後、JR美祢線を支えていただきたい市民の皆さまに、JR美祢線の良さやありがたさというものを再認識していただき、今後のJR美祢線利用に対するきっかけづくりとするものでございます。以上でございます。

委員長（安富法明君） 奥田財政課長。

総務部財政課長（奥田源良君） それでは歳入のほうの説明をさせていただきます。5 - 8 ページ、9 ページをお開きいただきたいと思います。10 款地方交付税でございます。こちらに2 億7, 248 万6, 000 円補正してございます。内訳でございますけれど特別交付税でございますが、4, 130 万円でございます。これは先ほどの電算システムの改修経費及び災害関係のプール分を4, 130 万円補正したものでございます。続きまして、1枚めくっていただきまして5 - 10、11 ページのほうでございます。17 款の寄付金でございます。目1の一般寄付金でございます。こちらに210 万円計上してございます。これは、於福町下の白井英子様、豊田前町麻生下の原田和雄様、伊佐町堀越の若松泰子様、三方より寄付金をいただいたものでございます。最後になりますが、21 款市債でございます。8 目の臨時財政対策債でございますが、この度1 億7, 010 万円を減額してございます。臨時財政対策債につきましては、ご承知のとおり地方公共団体に配分される地方交付税が足りないため、その不足分の金額の一部を市町村が借金をしてまかなっております地方債がありまして、地方交付税を補完するものでございます。今回の減額理由は、本年度国の収入が増加したことに伴いまして、地方交付税が増加しました結果、地方の財政不足が減少したことにより、臨時財政対策債が減少しているものでございます。以上でございます。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑は、ございませんか。布施委員。

委員（布施文子君） 第2 款の総務費、公共交通対策費の中のJR 美祢線利用促進事業で、今、ご説明には市民に回数券の全世帯に配布するというご説明でしたが、これに決められた目的といたしますか、その効果をどう考えて、このように決められたのかを質問いたします。

委員長（安富法明君） 末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 先ほど説明の中でも若干触れましたが、まずJR 美祢線に乗って、その良さ、ありがたさ、これを再認識していただきたい。それにはまず無料乗車券を手元があればとりあえず乗ってみようというお気持ちになりますので、そこで初めて今後の利用のきっかけ作りということにしていきたいというふうに考えております。これがこの事業の目的と考えております。以上

です。

委員長（安富法明君） 布施委員。

委員（布施文子君） 乗ってもらいたい、その気持ちは大変良くわかります。それからせっかく復旧したんですから、みんな乗ってそしてこの利用促進を図りたいという思いは、私どもも同じ、執行部の方々も同じ思いでいらっしゃると思います。しかし、そのこれだけの約500万円のお金をかけて、それが無駄になるという思いはなさいませんでしたか。

委員長（安富法明君） 末岡課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 布施委員のご質問にお答えいたします。効果的であると考えた末の事業というふうに考えております。以上です。

委員長（安富法明君） 布施委員。

委員（布施文子君） 効果的であるとお考えになったということですが、それはそれとして、それは一時的なものになると思いますので、これをもう少し一時的なもので終わらせずに、もうひとつ魅力のある取り組み、継続的にこのJRを利用しようという市民の意欲が高まるような取り組みも考えていらっしゃるかどうかお伺いいたします。

委員長（安富法明君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） きょうは8日ですが、マスコミ等でご覧になったんじゃないかと思うんですが、テレビジョンも全社来ておりましたから、6日の日の夜、議会の委員会が終わりまして、JR美祿線の利用促進協議会ということで、私が美祿市長が会長となっています。山陽小野田市の市長、それから長門市の市長が副会長ということで、JR沿線各市の様々な団体等の方が委員に入られまして、今後どういふふうな形でやっていけば、この美祿線、我々にとりましてこの美祿線の大切さが、不通になった期間が1年余りあったことによって、この大事さが再認識できたというふうに思っております。今後ですね今までと同じことをしておいたら、それだけでなくこの災害の前に利用客の方々が減られて、廃線の憂き目にあおうかということであったわけです。これを今回この災害をきっかけにですね再認識をいたして、鉄橋も架け替えていただきました。線路も随分大きなのをかけて、JR西日本やっていただきました。あの時あの災害があつて、もういづれにしても利用客が減っておるから、この線を美祿線を廃止にしても、致し方ないんじゃないかということを

J R西日本から言われてもしょうがない状況だったんです。それを我々沿線3市、それから県のご協力を得て、どうにか復旧に結び付けてもらいたい。それには今後利用促進について精一杯やらせていただくからと、約束をいたしましてねやってきたわけです。その結論を、きょうから言えばおとといになります6日の日の午後に、利用促進協議会の中で発表させていただきました。10項目38事業、ですから今もっと魅力的なことがあるんじゃないかとおっしゃったけれども、まだまだほかのことをやります。われわれ美祢市もやりますし、3市合同でもやりますし、県も協力されます。そして、単独でそれぞれの市もやられます。様々なこと一生懸命やっていかないと、この美祢線がせつかく復旧していただきましたけれども、廃線の憂き目になるということも避けては通れないと、非常に強い危機感を我々3市は持っておるということです。その中で今回のこの議案につきましてもですね、おそらくこの美祢市に住んでおられる方、山陽小野田市に住んでおられる方、長門市に住んでおられる市民の方々がですね、美祢線は通っておったけれども、ここ近代10年、20年乗ったことがないという方が、ほとんどではなかったかと思います。ですから今回こういうふうな形で、誇りは若干変わりますけれども、どうか美祢線に乗ってみてください。その良さを感じてください。そして市民の方々が自分たちの気持ちとしてですよ、この3市の、この美祢線を守っていくという気持ちになっていただかない限り、他市の方々、県外の方々、国民の方々から、このJ R美祢線がどうしても必要だという思いになってもらえないと思います。J R西日本も含めてですね。その思いを込めてそのきっかけ作りにしたいということで今回提案をさせていただいたということです。ですから沿線3市、そして県、全体の考え方を受けて、その中の一環として今回の提案をされておるというふうにご理解頂きたい。ということです。

委員長（安富法明君） はい、布施委員。

委員（布施文子君） 市長さんの思いも私ども市民の思いも同じでございます。沿線各市も同じようにこの度無料券を配付を決められたんですか。

委員長（安富法明君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） それぞれの市が、それぞれの市として知恵を絞られて、どういふふうな形がこの利用促進に繋がるかということを出してこられます。長門市におかれては、独自に長門市だけの利用促進の協議会を立ち上げられて、私のほうか

ら言う訳にはいきませんが、このお金以上の金を予算化をされて執行されるお気持ちがあるようです。ということをつけ加えさせていただきます。

委員長（安富法明君） はい、議長。

議長（秋山哲朗君） 6日の日のですね会議に私出ておりますし、その時の資料を持っておりますから、議会の全協等でその資料を配ってですね、議員の皆さんには説明したいというふうに思いますので、いろんな事業を美祢市として考えておられるところがありますので、それを持って説明したいと思いますが。

委員長（安富法明君） ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） ないようでございます。本案に対するご意見はございますか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それではこれより議案第5号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案11件につきまして、審査を終了いたしました。その他、委員の皆様から何かございましたらご発言をよろしく願います。はい、山中委員。

委員（山中佳子君） 9月1日号の広報みねにおきまして、まちかどホットラインの欄で7月21日仙台から美祢市のほうへ被災された方がこられたということで、美祢市の支援に対するお礼に来られたとありますが、3月11日の震災以後、市長は雇用促進住宅等の確保をして被災された方を待つというふうなことをおっしゃってますが、この方はどうもそういうところに入られたわけではないようですが、市としてはどのような支援をされましたでしょうか、お聞きします。

委員長（安富法明君） はい、倉重総務部次長。

総務部次長（倉重郁二君） この度於福のほうに来られた方につきましては、直接ですね被災に合われた方ではございません。間接的にこちらのほうに遠縁がござい

まして、美祢市のほうへ来られたということでございます。従いまして、支援につきましては、直接支援をしてはおりませんが、間接的にいろんな市としてのできる手続き等の面倒等みておりまして、そういう関係で市のほうへ一応ご挨拶に来られたということでございます。以上です。

委員長（安富法明君） はい、山中委員。

委員（山中佳子君） 文面からしますとですね、仙台市で東日本大震災で被災されたご夫婦と長男三人が於福町に避難して来られ、市の支援に対するお礼に来庁されましたというふうにあります。これ過大広告と言うか（発言する者あり）

委員長（安富法明君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） この方はですね於福町ですね本市のですね縁というかお母さんがご出身なんですよ。ご夫婦と、お子さんお一人と、お腹にもう一人いらっしゃるけど、3人プラスもう一人お生まれになると思いますけれども、そのお父さんお母さんのまたお母さん。ですから今連れてこられたお子さんからすれば、おばあちゃんに当たる方がですね於福のご出身ということで、今、直接被害をお受けになってないというふうにちょっと言いましたけど、住居が被害を受けられたじゃなくて、沿岸部に工場にお勤めだったんですが、そこが被害を受けられた。丁度津波の時に働いておられたご主人がですね。ライフセーバーの資格を持っておられたということで、とにかく車で帰られた人は皆海にのまれて亡くなられたそうです。津波にのまれてですね。その方がライフセーバーしておられたということで、高い所に逃げたほうが良いということで、その人の指導でかなりの工員の方が従業員の方が高い所にずーっと上がられて、その方々は助かったそうです。ちょっと話が長くなりますけど、全然携帯も通じませんから奥さんはもうご主人は亡くなられたと思っておられたらしいんですが、その高い所から降りられて、がれきの中を二日後だったかな髪の毛を振り乱して、その辺に流れてた自転車をガシャガシャいいながら走りよったら、奥さんが車よけながら来られて、すれ違った時にまさか自分のご主人と思われんで、それで生きちゃったということで非常に感激されたということをご本人からお伺いをいたしました。ですから工場もむちゃくちゃで、生活機能がなくなったということですね。その時に美祢市というところが素晴らしいということをお奥さんから聞かれて、一遍来てみようということで、こちらに来られたそうです。そして秋芳洞に行かれて、一番感動されたのが、地震の恐ろしさをもものす

ごく感じられたんで、秋芳洞の中が3億年から3億5千万年経っておるのに、本当に素晴らしい自然が残っておるということで、この美祢市が地震が来ないということに感動されたそうです。それでもう美祢市の方々が向こうから来られたということで、非常に親切にして頂いたということですね。それから於福の方々もですね、そのことを受けて、よししたらこれも縁だろうということで、ご主人がこの於福に美祢市に永住して、亡くなられた方々の思いもありますし、ご自分も奥さんもライフセーバーしておられるんですよ。そのことも含めてこの美祢市を根城にして、これから一生懸命生活を立て直して、まだお勤め決まっておられんやっただすから、そのことも含めて、そしていろんなことで行政のほうでご支援することが今後できるということで、私が直接ご主人と奥さんにですねできることがあったら無理なことはできませんけど、行政として平等の立場でできることはいくらでもご支援させて頂くので、どうかこの美祢市にお住まいになって、その体験を語り継がれて、またそれを生かされてこの美祢市を活性化につなげてほしいということを申し上げたということをおそらくホットラインに書いたんだろうと思います。ということです。ですから今後ですね、またいろんなことでご相談に見えるというふうにおっしゃってましたんで、いろんなご支援をさせて差し上げたいということで、ということです。

委員長（安富法明君） よろしいですか。ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） ないようでございますので、これにて本委員会を閉会をいたします。ご審査・ご協力誠にありがとうございました。お疲れでございました。

午後2時07分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年9月8日

総務企業委員長

安富法明